

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第20号

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則

鈴鹿市公印規則（昭和39年鈴鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条</u>に規定する課、<u>同規則第3条の2</u>に規定する観光・モータースポーツ局、同規則第6条第1項に規定する会計課、鈴鹿市消防本部組織規則（昭和50年鈴鹿市規則第22号）<u>第2条第1項</u>に規定する課及び鈴鹿市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和52年鈴鹿市条例第15号）第3条第1項に規定する消防署をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 <u>鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条</u>に規定する技術監理契約課、鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条第1項</u>に規定する課、同規則第6条第1項に規定する会計課、鈴鹿市消防本部組織規則（昭和50年鈴鹿市規則第22号）<u>第2条</u>に規定する課及び鈴鹿市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和52年鈴鹿市条例第15号）第3条第1項に規定する消防署をいう。</p>

改正後

別表第2（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
22020 -104	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
26010 -102	略	略	略	略	略	略	略
<u>26020</u> <u>-101</u>	<u>公共施設</u> <u>マネジメ</u> <u>ント課長</u>	<u>鈴鹿市</u> <u>長之印</u>	<u>方</u> <u>21</u>	<u>黒</u>	<u>注文書及び監督</u> <u>職員通知書用</u>	<u>注文書（工事</u> <u>用）、注文書</u> <u>（委託業務用</u> <u>）、監督職員</u> <u>通知書</u>	<u>12010-1</u>
<u>26020</u> <u>-102</u>	<u>公共施設</u> <u>マネジメ</u> <u>ント課長</u>	<u>鈴鹿市</u> <u>長職務</u> <u>代理者</u> <u>之印</u>	<u>方</u> <u>18</u>	<u>黒</u>	<u>注文書及び監督</u> <u>職員通知書用</u>	<u>注文書（工事</u> <u>用）、注文書</u> <u>（委託業務用</u> <u>）、監督職員</u> <u>通知書</u>	<u>12010-6</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
17020	<u>商業振興</u>	鈴鹿市	方	黒	すずか応援寄附	寄附金受領証明	12010-1

改正前

別表第2（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
22020 -104	略	略	略	略	略	略	略
<u>11030</u> <u>-101</u>	<u>財政課長</u>	<u>鈴鹿市</u> <u>長之印</u>	<u>方</u> <u>21</u>	<u>黒</u>	<u>すずか応援寄附</u> <u>金関係事務用</u>	<u>寄附金受領証明</u> <u>書</u>	<u>12010-1</u>
<u>11030</u> <u>-102</u>	<u>財政課長</u>	<u>鈴鹿市</u> <u>長職務</u> <u>代理者</u> <u>之印</u>	<u>方</u> <u>18</u>	<u>黒</u>	<u>すずか応援寄附</u> <u>金関係事務用</u>	<u>寄附金受領証明</u> <u>書</u>	<u>12010-6</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
26010 -102	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
17020	<u>商業観光</u>	鈴鹿市	方	黒	すずか応援寄附	寄附金受領証明	12010-1

ー101	課長	長之印	21		金関係事務用	書	
17020	商業振興	鈴鹿市	方	黒	すずか応援寄附	寄附金受領証明	12010ー6
ー102	課長	長職務 代理者 之印	18		金関係事務用	書	
略	略	略	略	略	略	略	略
19040	略	略	略	略	略	略	略
ー103							
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略							

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

－101	政策課長	長之印	21		金関係事務用	書	
17020 －102	商業観光 政策課長	鈴鹿市 長職務 代理者 之印	方 18	黒	すずか応援寄附 金関係事務用	寄附金受領証明 書	12010－6
略	略	略	略	略	略	略	略
19040 －103	略	略	略	略	略	略	略
19080 －101	公共施設 政策課長	鈴鹿市 長之印	方 21	黒	注文書及び監督 職員通知書用	注文書（工事 用）、注文書 （委託業務用） 、監督職員 通知書	12010－1
19080 －102	公共施設 政策課長	鈴鹿市 長職務 代理者 之印	方 18	黒	注文書及び監督 職員通知書用	注文書（工事 用）、注文書 （委託業務用） 、監督職員 通知書	12010－6
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略							